

おたりつぐら 防犯カメラ セキュリティポリシー

1. 目的

本ポリシーは、おたりつぐら トレーラーハウスにおける防犯カメラの設置・運用に関する基本方針を定め、利用者および職員の安全確保、犯罪、トラブル抑止、安全管理の適正化を図ることを目的とする。

本ポリシーは、運営環境の変化に応じて、定期的に見直しを行う。

2. 適用範囲

本ポリシーは、おたりつぐら トレーラーハウスに設置される防犯カメラ、およびそれに関連する映像データの取り扱いに適用される。

3. 防犯カメラの設置基準

防犯カメラは、安全確保および管理目的に限定して設置する。

カメラの設置場所は、おたりつぐら トレーラーハウス内、または周辺に限られる。

設置場所の変更、増設を行う際には施設管理者の承認を得るものとする。

対象外とする場所（トイレ、更衣室、休憩室など）には設置しない。

設置したカメラが対象外エリア外であっても、対象外エリアを撮影範囲に含めないようにする。

カメラ設置箇所には、利用者が認識できるよう適切な掲示を行う。

4. 映像データの管理

収集した映像データは、適正管理し、不正な利用や外部流出を防止する。

必要と判断した映像データの保存期間は原則30日とし、目的に応じて施設管理者の承認のもと延長できる。

データは厳重なアクセス管理のもと保管し、施設管理車に承認を得た者、または権限を持つ者のみが閲覧可能とする。

保存期間を過ぎた映像データは、適切な方法で完全に削除する。

5. データの利用と提供

映像データは、防犯および施設管理の目的に限定して利用する。

法令に基づく要請がある場合、関係機関（警察・裁判所等）に対し適切な手続きを経たうえで提供する。

本ポリシーに基づかない第三者への提供は禁止する。

6. 運用体制

防犯カメラの管理責任者を設置し、適切な運用がなされるよう監督する。

管理責任者は、定期的にカメラ運用状況を点検、適切な管理を維持する。

施設職員は、カメラの管理手順やデータの取り扱いについて適切な研修を受ける。

7. 情報セキュリティ対策

データ管理の記録を保持し、不正利用や情報漏洩が発生した場合に迅速に対応できる体制を整備する。

8. 利用者の権利

利用者は、防犯カメラについての情報提供を受ける権利を有する。

映像データに関する開示請求は、適切な手続きを経たうえで対応する。

万が一個人のプライバシーが侵害された場合、適切な救済措置を講じる。

9. 運用の見直し

本ポリシーは、運営環境の変化に応じて、定期的に見直しを行う。

必要に応じて関係者の意見を反映し、透明性の高い運用を維持する。

10. 施行日および改訂

本ポリシーは、令和7年3月10日より施行する。

以後、必要に応じて改訂を行い、最新の情報を反映する。